

家計急変世帯 10万円給付の概要

申請できる世帯

令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和4年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、

住民税均等割非課税相当水準以下の世帯の方

「住民税均等割非課税相当水準以下」の判定方法

- ①令和4年1月以降令和4年9月までの**任意の1か月の収入**（給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入等の経常的なもの）を年収に換算して判定します。
- ②**申請時点の世帯状況**で、令和4年度分住民税均等割が課されている**世帯全員のそれぞれの収入（所得）**について判定します。

※一度給付を受けた世帯は対象外

※令和4年6月2日以降の同一住所における世帯分離は同一世帯とみなし、同一住所に登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯への支給は認められません。

申請期限

令和4年9月30日（金曜日）必着



申請が必要です

問い合わせ先



狛江市福祉政策課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」コールセンター

☎ **0570-03-2625** 受付時間 平日 8:30~17:00

家計急変世帯チェックリスト

※全てにチェックがつけば、家計急変世帯に該当する可能性があります

令和3年12月10日時点で、市町村に住民登録されている

★令和3年12月10日以降の海外転入者は対象外です。

現在狛江市に住民登録がある

★住民登録地で申請してください。

この住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付を受けていない

★令和3年度又は令和4年度住民税非課税世帯に対する給付金、令和3年度又は令和4年度家計急変世帯に対する給付金のいずれかを受けた世帯は、給付金の区分に関わらず、再度支給を受けることができません。

世帯全員の令和4年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少した

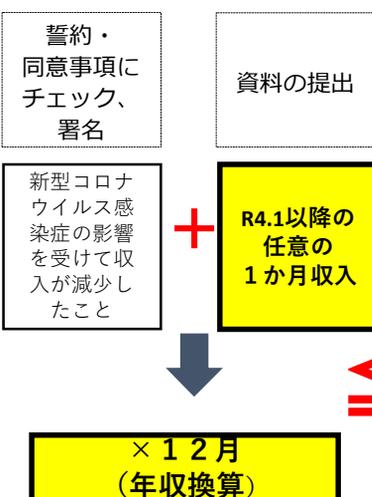
★新型コロナウイルス感染症と全く関係のない理由で収入（所得）が減少し、非課税水準となった場合は対象外。

【対象外の例】

- ・農作物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外
- ・天候不順等による減収
- ・定年退職による減収等

世帯全員のそれぞれの収入見込額が非課税相当収入限度額以下となった事がわかる資料の提出ができる

判定方法のイメージ



	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下	45.0万円以下
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	156.0万円以下	101.0万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円以下	136.0万円以下
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円以下	171.0万円以下
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円以下	206.0万円以下
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204.4万円未満	135.0万円以下